

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和元年(2019年)9月6日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫  
同 望月 卓

## 第1 監査の種類

随時監査(財政援助団体等監査)

## 第2 監査の対象

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ① 人間ドック・脳ドック補助金         | 保険年金課    |
| ②-1 安心応援ハウス支援事業補助金      | 高齢福祉課    |
| ②-2 グループホーム家賃補助金        |          |
| ③-1 重症心身障がい者通所施設整備事業補助金 | 社会福祉課    |
| ③-2 民生委員児童委員活動補助金       |          |
| ④ 学童保育所運営事業費補助金         | 子ども政策課   |
| ⑤ 私立認定こども園振興等補助金        | 幼児施設課    |
| ⑥ コミュニティバス運行対策費(運行費)補助金 | 生活環境課    |
| ⑦ 消防団活動助成金              | 危機管理・防災課 |
| ⑧ 個性輝く自治活動支援補助金         | 地域創生推進課  |
| ⑨ 県体等各種大会出場補助金          | 学校教育課    |
| ⑩ スポーツ少年団補助金            | 生涯学習課    |
| ⑪ こにゃん元気市場補助            | 商工観光労政課  |
| ⑫ 経営体育成支援事業補助金          | 産業立地企画室  |
| ⑬ 農業経営高度化支援事業費補助金       | 農林保全課    |

## 第3 監査の期間

令和元年5月20日(月)・5月21日(火)

## 第4 監査の方法

本監査は、平成30年度における補助事業等から抽出した上記事業について、当該事業の執行が湖南省補助金交付規則又は各補助金交付基準等の規定に従い適正に処理されているかを次の点に着眼し監査を実施した。

- (1) 補助の目的・基準は、規則・要綱等により明確に定められているか。
- (2) 補助団体に対する指導・監督は適切に行われているか。
- (3) 補助金の交付手続きは適正に行われているか。
- (4) 補助事業は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- (5) 補助金に関わる収支の会計処理は適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

### ① 人間ドック・脳ドック補助金 < 保険年金課 >

#### (1) 補助金の目的

湖南省国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、健診を受けたものに対して健診費用の一部を助成する。健診を促すことにより医療費の抑制を図ることを目的としている。

#### (2) 補助対象団体等

国民健康保険被保険者

#### (3) 補助金交付額

2,876,700 円

#### (4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

### ②-1 安心応援ハウス支援事業補助金 < 高齢福祉課 >

#### (1) 補助金の目的

地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防及び生きがいや交流ができる場所を設置運営する区(自治会)または地域まちづくり協議会に対して交付し、高齢者の心身の健康を維持し、寝たきりや閉じこもりを予防して高齢者が地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

#### (2) 補助対象団体等

設置者

#### (3) 補助金交付額

2,120,000 円

(4) 監査の結果

各団体の決算収支報告書において、各団体毎で講師謝礼の金額にばらつきが見られる点を指摘しておく。

②-2 認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成 < 高齢福祉課 >

(1) 補助金の目的

認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所に入居する低所得者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 補助対象団体等

認知症対応型共同生活介護事業所利用者

(3) 補助金交付額

20,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

③-1 重症心身障がい者通所施設等整備事業補助金 < 社会福祉課 >

(1) 補助金の目的

重症心身障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう支援するため、社会福祉法人が行う障がい福祉施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において交付する。

(2) 補助対象団体等

社会福祉法人 瑠璃光会

(3) 補助金交付額

74,984,100 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

③-2 民生委員児童委員活動補助金

< 社会福祉課 >

(1) 補助金の目的

民生委員法(昭和28年法律第198号)第26条および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第50条の規定に基づき、民生委員児童委員活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進を図るため、市町(大津市を除く。以下同じ。)が民生委員児童委員に活動費を交付する。

(2) 補助対象団体等

湖南市民生委員児童委員

(3) 補助金交付額

8,449,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

④ 民間学童保育所事業費補助金

< 子ども政策課 >

(1) 補助金の目的

学童保育所運営事業承認を受けている民間の学童保育所の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 補助対象団体等

社会福祉法人 愛心会

(3) 補助金交付額

5,762,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

⑤ 私立幼稚園等振興補助金

< 幼児施設課 >

(1) 補助金の目的

私立幼稚園及び私立認定こども園の振興を期するため、私立幼稚園等を設置する学校法人に対し、人件費、需用費、備品購入費及び施設管理費等で、私立幼稚園等の運営に直接必要な経費を補助する。

(2) 補助対象団体等

学校法人 光星学園

(3) 補助金交付額

10,142,000 円 (認定こども園分 3,354,000円、幼稚園分 6,788,000円)

(4) 監査の結果

幼稚園送迎バスの購入に際して、手続きに不備が見られた点を指摘しておく。

⑥ コミュニティバス運行対策費補助金 < 生活環境課 >

(1) 補助金の目的

地域住民の日常生活に必要不可欠な生活交通路線の維持を図るため、事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 補助対象団体等

滋賀バス株式会社

(3) 補助金交付額

80,082,000 円 (運行費分 79,546,000円、施設整備費分 536,000円)

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、おおむね適正に処理されているが、修繕費や借上費についての経費が妥当なものかを判断する必要がある点を指摘しておく。

⑦ 消防団活動助成金 < 危機管理・防災課 >

(1) 補助金の目的

地域防災の要として湖南省消防団の活動に対して、その運営等を円滑に行えるように助成金を交付を行う。

(2) 補助対象団体等

湖南省消防団

(3) 補助金交付額

1,780,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

⑧ 個性輝く自治活動支援補助金 < 地域創生推進課 >

(1) 補助金の目的

自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりの気運を高め、住民に身近な自治の場であるコミュニティを舞台として、住民が自ら考え、自ら行う自治活動に要する経費として、自治会や町内会、区等の地域住民で構成する住民組織が実施する集会所の整備事業に補助金を交付する。

(2) 補助対象団体等

岩根西区

(3) 補助金交付額

2,000,000 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

⑨ 県体等各種大会出場補助金 < 学校教育課 >

(1) 補助金の目的

市内の公立中学校の体育部、文化部の活動振興、また、生徒の健全育成を図るため、各学校長が各種大会に生徒を出場させる場合における大会会場までの経費を補助する。

(2) 補助対象団体等

甲西北中学校 他3校

(3) 補助金交付額

3,773,074 円

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

⑩ スポーツ少年団補助金 < 生涯学習課 >

(1) 補助金の目的

スポーツを通じ健康な身体と心を養い友情を深め規律ある青少年を育成するため。

(2) 補助対象団体等

湖南省市スポーツ少年団

(3) 補助金交付額

3,380,000 円

(4) 監査の結果

年度前から会計事務処理が発生している点、また財政援助団体の事務を行政職員が担っている点を指摘しておく。

⑪ こにゃん元気市場補助 < 商工観光労政課 >

(1) 補助金の目的

市内の農商工連携及び地域経済の発展を目指したこにゃん元気市場を開催することを目的に設立された団体の活動に対し交付を行う。

(2) 補助対象団体等

こにゃん元気市場実行委員会

(3) 補助金交付額

2,000,000 円

(4) 監査の結果

最終年度の事業において合理性の欠ける事務処理があった点を指摘しておく。

⑫ 経営体育成支援事業補助金 < 産業立地企画室 >

(1) 補助金の目的

農業分野における人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現するために、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入等について支援し、農業の構造改革を加速化させることを目的とする。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金として、平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援し、農業経営の安定化を図ることを目的とする。

(2) 補助対象団体等

農事組合法人 はり営農 他

(3) 補助金交付額

5,265,000 円 (経営体育成支援事業 3,980,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業 1,285,000円)

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。

⑬ 農業経営高度化支援事業費補助金

< 農林保全課 >

(1) 補助金の目的

経営体育成基盤整備事業および基盤整備促進事業を実施し、農業用の利用集積を促進し生産性の高い農業構造の実現を図る担い手に対して、その負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 補助対象団体等

甲西南部1地区ほ場整備組合 他1

(3) 補助金交付額

23,391,000 円 (甲西南部1地区ほ場整備組合 16,665,000円、  
甲西南部2地区ほ場整備組合 6,726,000円)

(4) 監査の結果

事務の遂行にあたっては、適正に処理されている。